

【令和3年第3回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和3年10月8日 環境委員長 勝又 光江

- 「議案第118号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* ごみの散乱、騒音等による市民からの苦情件数について

生活環境事業所宛ての苦情件数は、令和元年度は16件であった。そのほかに市長への手紙、サンキューコールかわさきへの苦情は3件であった。

* 本条例の罰則対象となる行為の範囲について

対象となる行為は、条文において、「収集し、又は運搬してはならない」と規定している。運用上のイメージとしては、繰り返し指導をした上で持ち去り行為をやめない又はやめる意思のないことを表明した者を対象とし、禁止命令書を交付する予定である。

* 罰金の額を20万円とした理由について

持ち去りの未然防止における実効性を担保する上で、周辺自治体との均衡が必要と考えている。周辺自治体は既に条例を制定しており、罰金の額を20万円としていることから、検察との協議を踏まえて、20万円が適正と判断した。

* 過料ではなく罰則規定を設けている理由について

本条例は、公衆衛生の向上、生活環境の保全を目的とした廃棄物処理法の下に位置付けられる。廃棄物処理法上、市の許可なく廃棄物を収集・運搬することや不法投棄を行うことは罰則の対象となるが、持ち去り行為は、いわゆる廃棄物の収集・運搬行為であり、不適正な処理につながる懸念があることから、廃棄物処理法の趣旨に基づき、過料ではなく罰則を設けている。

* 「悪質」かつ「組織的」行為を判断する主体及び基準について

市や集積所の管理者が、集積所に持ち去り行為の禁止を明示しているにもかかわらず持ち去り行為を行い、市が指導をしてもやめない又はやめる意思を表明しない場合に「悪質」と判断することになる。

また、集団や車両等を用いて多量に、定期的に持ち去り行為を行う場合に「組織的」行為と判断することになる。

* 具体的な判断基準が条文に規定されていない理由について

行政として優先順位を付けて対応するため、特に「悪質」かつ「組織的」な持ち去り行為への対応を優先するが、本条例は全ての市民を対象とするものであるため、限定的な記載は行っていない。

* 運用に関する条文上の具体的な記載がない理由について

条例改正後の運用方法としては、繰り返し指導をした過去の記録を確認し、川崎市行政手続条例に基づいて、不利益処分をする際の理由の提示や弁明の機会の付与等の手続を踏むとともに、生活環境事業所ごとの運用方法に地域差が生じないよう、今後処分基準を定める予定である。

* 処分基準の策定における根拠及び条例上に規定する考え方について

本条例は、川崎市行政手続条例第12条に基づいており、条例上に規定する際には関係局と調整した上で判断となるが、現段階では条例上に規定することは考えていない。

* **資源物の買取り業者を罰則対象としない理由について**

資源物の買取り業者については、持ち込まれた資源物が持ち去り行為によるものか否かの判別が困難であるため、条例上規制したとしても運用上の実効性が期待できないことから、条例の対象としていない。

* **買取り業者への努力義務の設定について**

買取り業者に情報提供の責務を負わせることについては、今後他都市の状況を踏まえて検討していきたい。

* **持ち去り行為の記録の確認方法について**

詳細な運用方法については今後検討することになるが、パトロールに当たり過去の履歴を事前に確認し、また、一定程度記録を持ち出すことが考えられる。個人情報の取扱いにはリスクが生じることから、電話照会などの方法を含め対応を検討していきたい。

* **生活環境事業所間の情報共有について**

持ち去り行為の記録について、事業所間の情報共有は可能である。

* **運用マニュアル作成のスケジュールについて**

生活環境事業所職員への研修期間を考慮し、令和4年2月頃までに作成する予定である。

* **本制度の広報について**

具体的な広報手法としては、市政だよりやホームページという基本的な広報手段を通じて行う予定である。内容としては、ホームレスの方々との意見交換の中で、条例違反とならない住民の好意による授受に対しても非難を受けることへの危惧があったことから、条例違反とならない行為についてより強調して広報を行っていきたいと考える。

広く持ち去りの未然防止を図ることを目的とした条例であり、ホームレスの方々の人権が侵害されることがないように配慮し、対象となる行為をマニュアルや今後の広報の中で広く周知していく。

* **人権への配慮に関する啓発について**

条例改正後、運用に向けたマニュアルを作成する予定であり、これまで御意見をいただいたホームレスの方々への配慮については、マニュアルに明記することを考えている。条例施行までに現場で対応する生活環境事業所職員に対し、必要な研修を行う予定であり、研修の中では、ホームレスの方々との接し方や健康福祉局との連携方法について取り上げ、ホームレスの方々が差別的扱いを受けることのないよう取組を進めたいと考えている。

* **中間就労の創出について**

ホームレスの自立支援に向けた考え方については、健康福祉局で取り扱っている内容であるが、市全体の考え方の中で非常に難しい問題であると認識している。廃棄物行政の収集・運搬方法や処理・処分方法が高度化し、また、市民か

らの関心も高く、様々な法律に関する問合せや苦情対応も行っている状況の中では、日々の収集業務においても定時・定点収集が求められているため、就労の機会を廃棄物処理事業の一部に設けることは困難と考えている。

* 住まいの確保を最優先とした支援の考え方について

ホームレスの方々への支援を行う上で、安心して暮らせる住まいの確保は非常に重要であると考える。居所を失った方については、生活困窮者・ホームレス自立支援センターへの入所を基本に支援を行っているが、集団生活に拒否感が強く、自立支援センターへ入所する支援方法がなじまない方のうち、独居生活可能な方等については、訪問型自立支援住宅事業も実施し、就労支援や福祉の援護による自立を図っている。今後、関係部署と調整の上、事業の拡充に向けて検討を進めていきたい。

《意見》

- * 条文の罰則対象に関して、刑法において反復継続性を意味する「業務上」と記載すべきであったと考えている。
- * 持ち去り行為者に対する現場での対応に当たっては、他の事業所との情報共有を適切に行ってほしい。
- * 缶を運んでいる人を見かけた際に、持ち去ったものか住民の好意から譲り受けたものか判別がつかないため、譲り受けたものの場合にはシールを貼るなど、批判や差別が生じないように、分かりやすい工夫をしてほしい。
- * 缶集めをしているというだけで、ホームレスの方が非難される事態とならないよう、悪質かつ組織的な行為が主な対象であることを明記するなど、徹底した広報をしてほしい。
- * 本条例による市民の保護法益が明らかでないこと、罰則が余りにも重いこと及び処分基準が不明確であることから、市民の行動を制限する条例として不十分と言わざるを得ない。ホームレスの方々の思いを考えても、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第133号 令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決